

令和4年度一宮市新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業交付金に係るQ&A

No	質問	回答
1	<p>交付金の対象となる電話診療や往診等の医療提供の範囲について。</p>	<p>一宮市内に所在する自宅療養者に対する医療提供が交付金の対象となります。</p> <p>【自宅療養者の所在地による申請先の区別について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一宮市に所在する自宅療養者 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 一宮市において対応 ○名古屋市、豊橋市、岡崎市又は豊田市に所在する自宅療養者 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ それぞれの市において対応(※) ○愛知県内(名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市を除く)に所在する自宅療養者及び宿泊療養施設入所者 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 愛知県に交付金を請求(交付申請) ○愛知県内(政令市(名古屋市)、中核市(豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市)を除く)に所在する自宅療養者及び以下の9つの県が設置している宿泊療養施設の入所者 <ul style="list-style-type: none"> ・東横 INN 名古屋名駅南 ・東横 INN 三河安城駅新幹線南口2 ・豊川グランドホテル ・R&Bホテル名古屋新幹線口 ・蒲郡ホテル ・ホテルルートイン知立 ・ホテルウイングインターナショナル名古屋 ・ベッセルイン栄駅前 ・コンフォートホテル豊橋 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 愛知県に交付金を請求(交付申請) <p>※事業の実施の有無及び事業の内容・実施期間等については、各自治体の定めによります。</p>
2	<p>一宮市内の医療機関等が、一宮市以外の本事業を実施している愛知県内の自宅療養者等を診療することは可能か。</p> <p>また、一宮市外の医療機関等が、一宮市内の自宅療養者等を診療することは可能か。</p>	<p>可能です。</p> <p>医療機関等の所在に関わらず、自宅療養者等の所在地により交付申請等を行ってください。(交付申請等先はNo. 1参照)</p>

3	どのような患者を想定しているのか。	一宮市内に所在する自宅、高齢者施設等にて療養する、新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者を想定しています。
4	対応可能医療機関として登録するためにはどうしたらよいのか。	愛知県感染症対策局感染症対策課医療体制整備室自宅療養者支援グループへ、「新型コロナウイルス感染症自宅療養者等診療医療機関意向調査票」を提出してください。 提出された情報は、対応可能エリアに応じた保健所、コールセンター及び宿泊療養施設に提供しますので御承知おきください。
5	対応可能訪問看護ステーションとして登録するためにはどうしたらよいのか。	愛知県感染症対策局感染症対策課医療体制整備室自宅療養者支援グループへ、「新型コロナウイルス感染症自宅療養者等医療提供事業訪問看護ステーション意向調査票」を提出してください。 提出された情報は、対応可能エリアに応じた対応可能医療機関、保健所、コールセンター及び宿泊療養施設へ提供しますので御承知おきください。
6	対応可能医療機関として未登録だが、かかりつけ医として一宮市内に所在する自宅療養者の診察をした場合、交付金の対象となるのか。	診療時に未登録であっても後日、愛知県感染症対策局感染症対策課医療体制整備室自宅療養者支援グループへ意向調査票を提出の上、登録していただく必要があります。
7	対応医療機関となった場合、必ず診療しなければならないのか。	実際に診療するか否かは情報を聞いた上で御判断いただいて差し支えありません。
8	対応可能訪問看護ステーションとなった場合、必ず対応しなければならないのか。	医療機関からの要請の内容を聞いた上で御判断頂いて差し支えありません。
9	外来受診の場合、患者宅から医療機関までの移動(移送)はどうすればよいのか。	公共交通機関以外での来院を依頼してください。
10	診察の結果、入院が必要な場合、どうしたらよいのか。	緊急度に応じて、管轄の保健所へ連絡してください。
11	患者の所在地は、何で判断するのか	住民票の有無ではなく、実際の居住地で判断します。
12	診察時間が通常、夜間・休日、深夜の区別をまたがる場合、どの時点で区分するのか。	診療終了時間が属する時間帯で区分します。
13	診療が事業最終日をまたがる場合、どうなるのか。	診療終了時間が属する日にちで区分しますので、当該事業最終日に診療が終了した分までが本交付金の対象

		となります。
14	外来診療を行う場合、胸部レントゲンや点滴は必須か。	必ずしも必須ではありません。 ただし、入院が必要な場合は、X線又はCTを入院先へ提供できるよう御協力をお願いします。
15	パルスオキシメーターを保健所が貸与してくれるのか。	パルスオキシメーターが必要な患者については、陽性者に配布するリーフレットをもとに、患者自身が自宅療養者サービス窓口に申し込みをするよう案内してください。
16	高齢者施設、障害者施設等において施設に勤務する医師が施設に入所する者を診療する場合は交付の対象となるのか。	老人保健施設等に勤務する医師(常勤・非常勤、専従・兼務含む)が勤務として同施設の入所者(自宅療養者等)を診療する場合は、交付金の対象外となります。
17	高齢者施設、障害者施設等に勤務していない医師が、施設入所者へ診療する場合は交付の対象となるのか。 また、対象となる場合、複数人の患者を一度の訪問で診療する場合はどうなるのか。	施設入所者が施設内で診療を受ける場合も交付対象となります。 複数人を一度の訪問で診療した場合は、それぞれの患者について交付対象となります。
18	同じ患者を一日に複数回診る場合の交付はどうなるか。	例えば、午前中に往診した患者が、夕方に体調が悪化して再度往診する場合は、2回とも交付対象となります(それぞれに対して50,000円交付)。
19	往診及び訪問看護に要する交通費は別途支給されるのか。 また、患者に交通費を請求してもいいのか。	別途交通費は交付されません。本交付金は往診等の実績1回につき、一定額を支給するものです。 交通費を患者に請求することの可否等については、診療報酬上の定めに従ってください。 (問い合わせ先はNo. 30参照)
20	自宅療養者等に対する訪問介護も対象になるのか。	本交付金の対象となるのは、自宅療養者等への医療機関及び訪問看護ステーションによる医療提供のみとなります。
21	外来受診後にそのまま医療機関に入院した場合は交付対象となるのか。	外来受診後、同一の医療機関にそのまま入院した場合は他の補助制度(愛知県医療従事者応援金)があるため対象外としています。
	令和4年度愛知県医療従事者応援金のホームページアドレス https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/ouenkinshuuchi4.html	
22	新型コロナウイルス感染症にかかる検査により、陽性が判明した後、引き続き診療を行った場合は交付対象となるのか。	引き続き行った診療が、新型コロナウイルス感染症患者を対象とした診療報酬の対象となる場合は、本交付金の対象となります。

23	訪問看護ステーションによる「電話等」はどのような場合に交付対象となるのか。	令和3年10月実施分より、診療報酬が算定できる場合に交付対象となります。 診療報酬の取り扱いについては以下の厚生労働省事務連絡をご確認ください。				
	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省令和2年4月24日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて(その14)」問7 ・上記事務連絡掲載厚生労働省ホームページアドレス https://www.mhlw.go.jp/content/000625141.pdf 					
24	診察所見報告書以外にも提出が必要な書類はあるのか。	交付金の交付申請には、実施月ごとに交付申請書等が必要となります。 (交付申請等の送付先は No. 1 参照)				
25	診察所見報告書は内容を網羅していれば、他の様式(例えば診療情報提供書)でも代替可能か。	内容を網羅していれば代替可能です。 ただし、保健所への当報告は、診療報酬の対象外です。				
26	厚生労働省の新型コロナウイルス感染症に関する医療機関向けの情報はどこにあるのか。	以下の厚生労働省のホームページに医療機関向け情報(診療ガイドライン等)が掲載してあります。				
	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省ホームページアドレス https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00111.html 					
27	一宮市への交付申請の提出の方法はどのようにするのか。 データは市のホームページに掲載されているのか。	郵送もしくは持参で提出可能です。 交付要綱、手引き、Q&A も含め以下の市ホームページに掲載しております。				
	<ul style="list-style-type: none"> ・一宮市ホームページアドレス https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/covid19/1033848/index.html 					
28	電話診療時の保険証の取り扱いなど、診療した場合の、診療報酬上の取り扱いはどのようなすればよいのか。	診療報酬に関する疑義については、東海北陸厚生局指導監査課(電話:052-228-6179)へお問い合わせください。				
29	新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等が療養期間中に受けた「新型コロナウイルス感染症に係る医療」について自己負担(3割)分は、公費となるのか。	自宅療養者等が療養期間中に受けた「新型コロナウイルス感染症に係る医療」については、療養者本人の自己負担はありません。審査支払機関への請求(レセプトの送付)をお願いします。				
		<table border="1"> <tr> <td>公費負担者番号</td> <td>28230605</td> </tr> <tr> <td>受給者番号</td> <td>9999996</td> </tr> </table>	公費負担者番号	28230605	受給者番号	9999996
		公費負担者番号	28230605			
受給者番号	9999996					

30	<p>新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等が療養期間中に受けた「新型コロナウイルス感染症に係る医療以外の医療」について自己負担(3割)分は、公費となるのか。</p>	<p>本交付金の対象ではありますが、公費負担対象にはならない(自己負担が発生する)ため、通常の請求をしてください。</p>
31	<p>交付金の対象となる健康観察はどのような場合か。</p>	<p>体調が安定している自宅療養者に行っていただく健康観察等につきましては、交付金の対象外と判断させていただきます。</p> <p>交付金の対象と判断する基準については、次のとおりです。</p> <p>症状確認の必要があるため、患者が自宅療養を開始して、初回の健康観察については、症状がなくても交付金の対象となります。</p> <p>2回目以降の健康観察については、発熱(37.5度以上)があった場合や、高次医療への紹介が必要と判断される症状がある場合に交付金の対象となります。</p> <p>また、処方やCTなどの検査等をしていただいた診療は交付金の対象になります。</p>
32	<p>提出期限を過ぎた場合でも、申請できるのか。</p>	<p>原則として提出期限を過ぎた交付申請は受付できませんが、他自治体に申請後に本市で自宅療養していたことが発覚した事例に限り、翌月分の交付申請に合わせて提出いただければ、対応します。</p> <p>ただし、2カ月以上経過したものや、申請忘れのものについては対応できません。</p> <p>また、対象期間の最終月については、対応できませんので注意してください。</p>
33	<p>電子メールでの申請は可能か。</p>	<p>電子メールでの受付はしておりません。郵送又は持参により提出をお願いいたします。</p>
34	<p>薬局による服薬指導で事業対象となるのは何か。</p>	<p>自宅療養者に対し、医師が処方した新型コロナウイルス感染症の経口抗ウイルス薬の調剤及び服薬指導が対象となります。</p>